

取り組みの方針

水を安定的に供給するため、「笠置町簡易水道事業経営戦略」に基づいて計画された、既設水源、施設及び設備の更新を進めるとともに、平成30（2018）年3月に京都府が策定した「京都水道グランドデザイン」（令和5年3月改定）のもとで広域連携を進め、更新コストの削減に努めます。

また、健全な水道事業の運営を図るため、公営企業法の適用に向けて水道施設台帳や固定資産台帳を整備するほか、加盟団体を通じて簡易水道事業についての更新整備等に向けた要望活動を行い、より円滑な事業推進に努めます。

【施策の実現に向けた主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
1 簡易水道特別会計繰出金	起債の償還金や職員の人件費相当分を一般会計から繰り出し、本特別会計の安定的な運営を図っています。	継続	継続	継続		建設産業課
2 簡易水道運営事業（簡易水道）	機器の修繕や、保守点検等、水道施設に係る現状維持に必要な事業の実施をしています。 また、水道事業運営の要となる水道使用料の徴収率向上に努めています。	【目標値】 徴収率：99.95%	継続	継続	R3年度 【実績値】 徴収率：99.92%	建設産業課
3 簡易水道維持改良事業（簡易水道）	義務化された公営企業法適用化に関する事業や簡水施設台帳の電子化事業等、将来に対する投資事業を実施しています。	継続	公営企業会計 適用開始	継続	笠置町簡易水道経営戦略(令和2年度～令和11年度の10年計画)	建設産業課

取り組みの方針

ごみの排出量の更なる削減のため、笠置TVの活用や各集会所等でのレクチャーなど、ごみの分別・出し方についての周知手段を充実させます。また、粗大ごみのごみ出しが困難な世帯への支援の仕組みを整備していきます。

民間事業者による一般廃棄物の処理については暫定的な対応であり、今後の処理方法については、住民の意見を聴き町の考え方を示しながら相楽東部広域連合で検討していきます。

合併浄化槽の普及率向上のため、補助金の上乗せや単独浄化槽の撤去費用の助成を行います。

引き続き、不法投棄等への対策や空き家・空地の適正管理への改善依頼を行います。

【施策の実現に向けた主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
1 動物愛護事業	公衆衛生の向上などを目的として、飼犬の登録や、例年4月に集合での狂犬病予防注射を実施しています。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 予防注射：27頭	税住民課
2 環境維持管理事業	河川の水質検査や木津川を美しくする維持活動事業、不法投棄を抑止するための看板設置や、空き家・空地等の所有者に対して環境改善を求めるなど、環境に対する維持・管理事業を行っています。	継続	継続	継続		税住民課
3 墓地・火葬場修繕等事業	町が設置した西部霊園や火葬場(笠置峠)の修繕等に必要経費を計上しています。	継続	継続	継続		税住民課
4 定住自立圏事業	定住自立圏の環境分野の施策として、啓発用品を広域的に配架することにより、不法投棄防止や河川の美化を促進しています。	継続	継続	継続	R3年度 ポケットティッシュ配架	税住民課
5 塵芥処理事業	塵芥処理事業として、ごみ袋の販売・取り扱いに係る販売店への手数料の支払いや、生ごみ処理機の購入者への助成事業などを行っています。	ごみ処理に係る周知・情報発信	継続	継続		税住民課

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
6 相楽東部広域連 合分担金（衛生 分）	相楽東部3町村のごみ処理の業務等を行っている「相楽東部広域連合」へ分担金の支出を行っています。	継続	継続	継続		税住民課
7 し尿処理事業	「相楽広域行政組合」が実施しているし尿処理事業において、主にし尿のくみ取り・運搬費用に充てられる経費を計上しています。	継続	継続	継続		税住民課
8 合併浄化槽推進 事業	各家庭からの生活排水は、農業用水路や中小河川に流れ込み、木津川へと注がれていますが、この河川の水質改善を目的として、合併処理浄化槽を設置した際に費用の一部を補助しています。また、単独浄化槽から合併浄化槽に変更する際の撤去費用の一部も補助しています。	継続 (京都府のくみ取り 槽撤去費用に対する 補助制度が設けられ ました。)	継続	継続	R3年度 【実績値】 5人槽：2基 7人槽：2基	税住民課
9 相楽広域行政組 合負担金（し尿 処理）	「相楽広域行政組合」が実施しているし尿処理事業において、主にし尿や浄化槽の汚泥の処理費用や施設維持管理費用を計上し、負担金を支出しています。	継続	継続	継続		税住民課

取り組みの方針

京都府や近隣市町村、ジビエの利活用を図る企業等との緊密な連携のもとで、ICT（情報通信技術）の活用なども含めて、軽負担で有効な捕獲方法を導入しながら有害鳥獣対策を推進します。また、狩猟免許取得の促進など担い手の確保・育成、捕獲技術の継承を進めていきます。

京都府などと連携し、有害鳥獣被害の実態調査と個体数の適正管理に努めるとともに、防除施設の設置を支援します。地域等との連携においては、ニホンザルの追い払い活動や放任果樹の除去、耕作放棄地の解消など、集落が主体となる野生鳥獣を人里に寄せ付けない体制整備に努めます。

【施策の実現に向けた主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
1 有害鳥獣対策事業	野生鳥獣による農林産物の被害拡大防止と農林業者の生産意欲の低下を防ぐことを目的に、笠置町猟友会に委託し、3年ごとの「有害鳥獣捕獲事業計画(令和5年度～令和7年度)」に基づき捕獲を行っています。	継続	継続	継続	有害鳥獣捕獲事業計画 (令和5年度～令和7年度) R3年度 【捕獲実績】 ・イノシシ：21頭 ・シカ：50頭 ・サル：7頭 ・アライグマ：9頭 ・ハクビシン：2頭	建設産業課